ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2010.7 （第19号）

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

国際コメ相場の下落基調と迷走するタイのコメ政策 …… 2

アルゼンチンのバイオディーゼル生産 …… 4

● 農漁協・森組 ●

欧州協同組合銀行協会の国際会議に参加して …… 6

「農業経営統計調査」にみる販売農家の農業所得の動向 …… 8

● 経済・金融 ●

就業環境の変化と賃貸住宅経営への影響 …… 10

わが国の財政赤字と長期金利 …… 12

住宅ローン利用者の資産形成について …… 14

■ 寄　稿 ■

農都共生のすすめ …… 16
（キャスター・慶応大学大学院 SDM 研究科教授　林 美香子）

■ 現地ルポルタージュ ■

北陸地方の稲作農業
—戸別所得補償モデル事業への対応— …… 18

農商工連携によるジンジャーエール開発と積極的な販売活動
—JA わかやまの取組み— …… 20

病院給食における地産地消
—JA 神奈川県厚生連伊勢原協同病院と JA いせはら地場野菜出荷グループの取組み— …… 22

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 24

■ あぜみち ■

農家という空間の可能性 …… 26
（源左衛門農場 代表　早舩源一郎）

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

国際コメ相場の下落基調と迷走するタイのコメ政策

主任研究員　室屋有宏

1　先安感が強いコメの国際価格

08年初にかけ一挙に３倍近くに高騰したコメの国際価格（タイ白米100%B）は、その後一転下落に転じ、今年に入ると下げ足が強まっている（第１図）。

世界最大のコメ輸入国フィリピンが今年度分の手当てを終えたとされ、またインドの輸入観測も後退するなかで、タイ、ベトナム等主要輸出国の作況見通しに変更がなく、さらにタイでは積み上がった政府在庫の放出が進んでいないことや欧州信用不安による貿易金融の収縮等から、足下では依然として先安感が強い。

コメは小麦、トウモロコシと並んで世界の３大穀物のひとつだが、小麦・トウモロコシに比べ、生産量に比べ貿易量が小さいという意味で「薄い」市場であり、また各国において自給が基本で輸出入が行われるのは豊作・不作時であることで「限界的」な市場といわれる。こうした特性から国際価格は振幅が激しいが、08年から現在にかけての価格推移はコメ市場が持つ特質を浮かび上がらせる形になっている。

2　後退するタイの価格競争力

世界のコメ市場において、タイの輸出量は1982年から現在に到るまで世界第１位である。昨年の輸出量は857万トンで、第２位がベトナムの595万トン、この２か国で世界のほぼ半分を占める。３位以下はアメリカ310万トン、パキスタン300万トン、インド200万トンの順で、タイ、ベトナムは輸出国として飛び抜けている。

しかし、タイの輸出量は、近年頭打ち状態にあり、順調に拡大しているベトナムとの差は縮小傾向にある（第２図）。この背後にある大きな要因は、タイの価格競争力が低下している点にある。直近５月末週の白米価格はタイの476ドルに対してベトナム（砕米５％）は350ドルと120ドル近い差がある。

単純な比較は難しいが、かつては20ドル程度だった両国の価格差が近年拡大しており、一般的な白米については輸出市場においてタ

第１図　主要穀物の価格推移

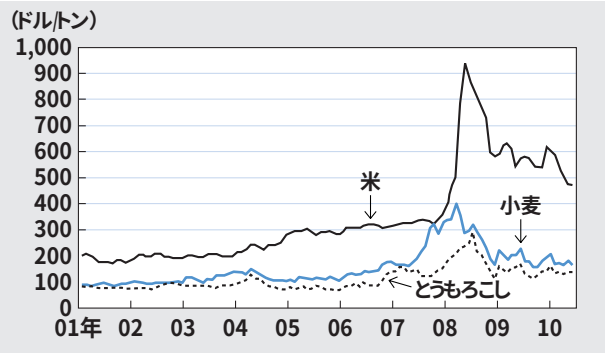

資料　農水省データより作成
（注）　小麦、トウモロコシはシカゴ商品取引所、コメは国家貿易取引委員会の価格。

第２図　タイ、ベトナム、アメリカのコメ輸出量の推移（精米ベース）

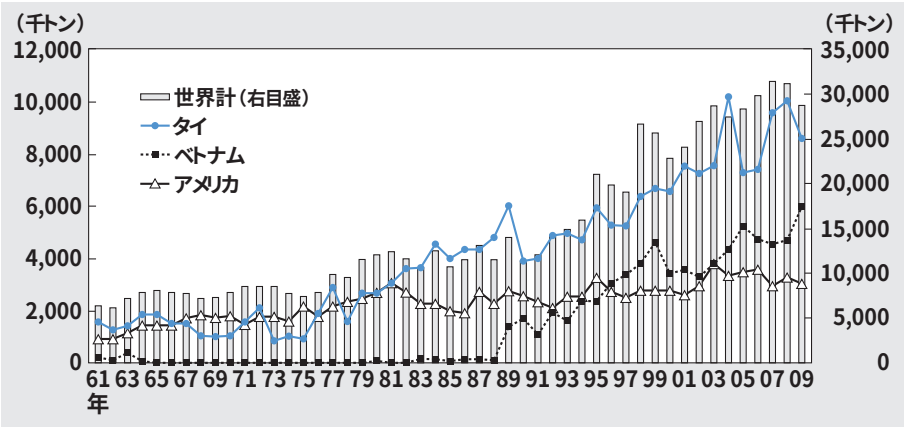

資料　USDAデータより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

イはベトナムに勝てなくなってきている。他方で、ベトナムが輸出していない香り米やパーボイルド米(籾を水に浸し乾燥・精米したコメ)などでは、タイの輸出は底堅い。

アメリカ農務省はタイの今年の輸出量を950万トンと予測しているが、タイのコメ輸出業者協会は海外需要の弱さ等から、前年並みの800～850万トンとの見通しを出している。

3　迷走するコメ政策

タイの農業にとってコメは、全農地面積の約５割を占める最も重要な作物である。タイではコメを含め農産物価格は、基本的に市場で決定されるが、激しい価格変動を主に農民が引き受ける生産システムは維持困難になってきており、社会的なセーフティネットとしてコメ政策をどう整備するかが現在農業問題の焦点になっている。

コメについては、籾を担保に政府から融資を受ける籾担保融資制度が70年代半ばから存在したが、実際の利用は限定的だった。しかし、タクシン政権(01～06年)と彼の失脚後の「タクシン系」政権(07～08年)において、融資価格と対象数量が大きく引き上げられた。この制度では、農民は担保のコメを買い戻すことがないため実質的な価格支持として機能し、高融資価格によるコメ価格の高止まりと質低下を招き、政府には高値で購入した在庫が累増した。現在、政府在庫は公式には600万トン、民間の推計では400～800万トンと非常に大きなものとなっている。

こうした事態を是正するため、現アピシット政権は、昨年10月から価格保証制度を導入した。同制度は、政府が生産コストから算出する「保証価格」に対し、市場実勢を反映する「参照価格」が下回った場合、その差額について１農家当たり年間25トン(白米のケース)を上限に補填する制度である。コメの価格形成に市場機能を回復させ、価格下落に対して農家に一定の所得を補償するのが目的で、アメリカの不足払い制度を導入したものである。

ところが、今年に入って国際相場の下落局面ではベトナムの安い価格に引き寄せられ市場価格が下落し、それを反映して政府の参照価格が下がり財政負担が増大する状態となっている。一方、農民の側でも、市場実勢を反映するはずの参照価格と実際の販売価格に大きな乖離があるため、現制度ではコメ農家の手取りが生産コストを補償するものになっていないという不満が強い。

4　社会、環境の論理との調和

環境面においても、輸出向け白米の生産拠点である中部を中心に問題が広がっている。中部では海外市場での価格競争への対応等から、農地の集約的利用がここ10年位で大きく進んだ。従来の２期作から90日栽培の早生種の採用と肥料・農薬を多投入する「２年５期作」のような連続的な稲作が普及した。結果として「過剰作付け」とも呼ばれる弊害が生じ、害虫被害、水不足・干ばつの頻度と規模が大きくなっている。

これまでタイのコメ生産は、アジアのなかでは恵まれた農地条件や農民の低所得を強みに輸出産業として発展し、生産されるコメのおよそ半分を輸出に振り向け最大のコメ輸出国としての地位を確立した。

しかし、非農業部門の発展のなかで取り残された農民の所得をどう改善するか、また自然環境と調和した持続的なコメ生産へとどのように転換するかという新たな次元の問題解決が求められるようになっている。これまでもっぱら経済の論理で処理されてきたコメ生産が、社会や環境の論理を射程に入れざるをえない時代を迎えている。

タイのコメはGDP全体に占める割合では既に１％を切っているが、農業は就業人口の４割近くを占め、ほとんどの農民がコメを生産している実情がある。一方で、政治的には民主化され、経済的には「中進国」の段階にあるタイが、コメ問題にどう対処していくかは、コメの国際市場の構造に極めて大きな影響を与えることになろう。

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

アルゼンチンのバイオディーゼル生産

主席研究員　藤野信之

1　はじめに

2007年からエネルギーと穀物・油糧種子の価格が高騰して世界を揺るがした。しかし、米国発のサブプライム問題による金融危機によって08年秋から低下に向かったが、09年春から主に南米の有力産地であるアルゼンチンの干ばつ予想で大豆が反転した。その後、夏を境に、09/10年度の豊作予想等によって調整局面入りした後、今10年の米国の好天も受けて弱含みで推移している。いずれにしろ、穀物価格は、過去数十年に及ぶ低位安定から１段高いところへシフトアップしたといえる。

バイオ燃料の生産は、原料農産物価格の高騰およびシフトアップの影響は受けたものの、今後におけるエネルギー源の一翼を担う位置付けには変化がなかった。そこで、欧州向けのバイオディーゼルの輸出で頭角を現すアルゼンチンのバイオディーゼル生産について概観してみることとしたい。

2　08/09年度の干ばつ被害と大豆の回復

アルゼンチンでは10年に一度中程度の干ばつがあるが、08/09年度の干ばつは降雨量ベースでは約50年ぶりの大干ばつとなった。

被害は、小麦では前07/08年度収穫量1,860万トンが1,010万トンに約半減し、トウモロコシでは同2,202万トンが３分の１減の1,500万トン、大豆は同4,620万トンが3,200万トンに急減した(USDA)。

09/10年度も、09年12月までは干ばつ傾向で推移したことから、生育・収穫時期が早い小麦、トウモロコシの生産量は、それぞれ、960万トン、2,100万トンと低迷した。その一方、2010年１月以降は降雨に恵まれたことから、大豆は5,400万トンの大豊作となる見込みである(同)。アルゼンチンの対干ばつ技術は向上しており、大豆では、除草剤耐性のあるGMO(遺伝子組換え)種子(ラウンドアップレディ＝RR)の導入、直植・不耕起栽培が奏功しており、RRが特許切れで低価格化したことによる普及も作用し、08/09年度の干ばつの被害規模の相対的小規模化や、09/10年度の生産増をもたらしている。

3　バイオディーゼルの位置付け

アルゼンチンは、パンパという肥沃な農耕適地に恵まれたことから世界有数の農産物生産、輸出国となっているが、ことに大豆の生産量が多く、1996年ごろを起点にして急拡大している。これは、①小麦、トウモロコシ等に比べて大豆の国際価格が高い一方で、生産コストが低く、収益性が高いこと、②大豆の自給をあきらめた中国による輸入需要が急拡大してきたこと、による。

これに対して、大豆輸出量の拡大は相対的に緩やかなものとなっている。これは、大豆が輸出産品の地位を占めて生産量が増大するなかで、より付加価値の高い大豆油の形での輸出が志向されたことによる。

国内の搾油メーカーを見ると、搾油能力の高い大企業の多くは国際穀物メジャーを親会社とするものとなっている。搾油能力順では

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ルイス・ドレフェス、バンゲ、カーギル、コンアグラとなり、４社合計の搾油能力シェアは30%を占める。

さらに、政府による大豆の高付加価値化戦略は、大豆油からバイオディーゼルを生産し、内需としての自動車用軽油燃料へ添加する政策へと発展したが、結果的には穀物メジャーを中心とする大手企業による生産と対欧州輸出という実態に着地した。

09／10年度の趨勢を大くくりな数字で見ると、5,400万トンの大豆生産量のうち、1,000万トンは粒で輸出し、4,400万トンが搾油されて、800万トン（含油率18%）の大豆油と3,600万トンの大豆粕が生成される。バイオディーゼル生産量は約100万トンなので、大豆油の1／8（12.5%）がその原料（歩留率98%）として投入される。大豆、大豆油、大豆粕、バイオディーゼルの国内需要は皆無に等しいので、そのほとんどが輸出され、バイオディーゼルの主要輸出先は欧州となっている。

４　バイオディーゼルの生産動向

もともと政府の生産奨励の端緒は、１千社に及ぶ中小搾油企業を潤し再活性化するためのものだったが、実際にバイオディーゼル工場を建設したのはカーギル等の大手５社であった。

輸出を志向したものではなく、2010年からの国内自動車用軽油燃料への５%のバイオディーゼル添加義務付け政策が目玉だったが、中小搾油企業にバイオディーゼル工場の設立能力が無いことが判明し、10年１月時点で例外措置として大手５社を、国内向け供給源としての奨励策等の対象に加える新条例が出されることとなった。

アルゼンチン全体のバイオディーゼル生産は、輸出税の優遇（大豆油32%に対してバイオディーゼルは17%）も受けた穀物メジャーを中心とする大手企業の工場新設により、外需を目的とする産業となり、その生産量は07年の18万トン（世界５位）から急増し、08年には107万トン（欧州、米国に次ぐ世界３位）に達するものとなった（アルゼンチン再生燃料協会）。

生産工場は、パラナ川沿いで穀物取引所もある、サンタフェ州都のロサリオ近辺の大豆搾油工場に隣接して立地している。そこは、アルゼンチンの主たる大豆生産地域であるパンパ地域を後背地として持ち、対外輸出拠点（積出港）ともなっている。穀物メジャーを含む大手企業の工場は、大豆搾油工場や港湾荷役施設とパイプラインで結ばれ、極めて効率的なものとなっている。これは、内陸数千kmの長距離輸送やミシシッピ川での移送が必要な米国や、小規模工場の多いブラジルに対して優位性の高いものとなっている。

５　おわりに

もともと欧州では、ガソリン車よりディーゼル車が多いこともあって、バイオ燃料需要はバイオディーゼルの方がバイオエタノールよりも多い。域内での生産能力は十分にあるが、菜種等の原料不足で、共通バイオ燃料政策（20年までに混合率10%義務化）を達成するには輸入が不可避となっていた。再生可能燃料産業は、世界的に見て近年最も成長率の高いセクターだが、穀物メジャーはアルゼンチンから欧州へつなぐバイオディーゼルのサプライチェーンをしっかりと構築、確保したといえよう。

（ふじの　のぶゆき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

欧州協同組合銀行協会の国際会議に参加して

主任研究員　重頭ユカリ

1　はじめに

欧州協同組合銀行協会（European Association of Cooperative Banks，以下「EACB」）は、2010年４月にブリュッセルで「協同組合銀行：経済回復の主要な原動力」と題する国際会議を開催した。EACBは05年から協同組合銀行の活動をテーマに国際会議を年１回程度開催しており、今回は４回目であった。この会議には、欧州はもとより当総研も含む欧州以外の協同組合銀行関係者も多数参加したので、その内容を紹介したい。(注)

2　「新しい規制の枠組み」について

会議では、EACB会長の挨拶や欧州議会の議員によるスピーチのほか、以下の３つの議題について議論が行われた。

「新しい規制の枠組み：4,200の協同組合銀行の形を変えるのか」という議題では、金融危機以後、銀行規制のより一層の強化が検討されていることがとりあげられた。例えば、バーゼル銀行監督委員会は、09年12月に国際的に活動する銀行に対する規制についての改革案を提示し、12年末頃に新しい規制を導入することを目指している。会議の開催時は、ちょうど定量的影響度調査が実施されたところであったため、時宜を得た議題となり、活発な議論がなされた。

議論には、協同組合銀行からの討論者に加えて、バーゼル銀行監督委員会、欧州委員会、欧州議会、欧州銀行監督委員会など規制・監督機関側からも討論者が加わった。

協同組合銀行側が強く主張したのは、新しい規制の枠組みを検討するにあたっては、株式会社形態の銀行だけを念頭におくのではなく、協同組合銀行の特性も十分に考慮してほしいということである。そもそも、協同組合銀行は金融危機においても経営の健全性を保っているにもかかわらず、新しく導入される規制の枠組みを遵守するために、協同組合の理念や特性を損なうようなことがあってはならないというのが主張のポイントであった。

規制・監督機関側の討論者も、協同組合銀行の存在が金融システムの安定性に貢献していることについては認識しており、その特性についても配慮する意欲を見せてはいたものの、規制は世界中で一律のものでなければならないという基本原則をとらざるを得ないことにも言及した。これに対して協同組合銀行側からは、規制の導入によって協同組合銀行の経営がダメージを受け、かえって金融システムの不安定性が高まることがないよう十分配慮し、規制の導入前に個別銀行だけでなく金融システム全体への影響度をしっかりと調

欧州議会を会場に開催された第４回会議の様子

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

査することを規制・監督機関側に要請した。

3 「コーポレートガバナンス」について

２つめのテーマは、「協同組合モデルの特性は、コーポレートガバナンスに独創性をもたらしうるか」であり、協同組合銀行側の討論者のほか、欧州議会、フランス銀行委員会から討論者が参加した。この討議では、株式会社形態の商業銀行に比べて欧州の協同組合銀行は金融危機から受けた影響が相対的に軽微であったが、それは一人一票制などの協同組合銀行のガバナンスが優れているからだということが主張された。

これに対して、フランス銀行委員会の討論者は、組合員の一人一票制による意思決定は、うまくいけばガバナンスが効果的に機能する一方で、出資額が多くても議決権が１票しか与えられなければ経営を監視しようという意欲がそがれる可能性もあると指摘した。

しかし、オランダの協同組合銀行ラボバンクの討論者は、地域の人々が民主的な意思決定に参加し、利益追求でなく中長期的な観点から経営を行っていることこそが協同組合銀行の安定性を築いているのであり、こうした協同組合銀行のコーポレートガバナンスを、むしろ株式会社の銀行も模倣すべきではないかと提案した。このような発言は、オランダでは金融危機の影響でラボバンク以外の大手銀行は公的支援を受けたが、ラボバンクはトリプルAの格付けを維持しているという揺るぎない自信によるものであると感じられた。

(注) 当日のプログラムや配付資料は、下記のEACBウェブサイトから閲覧可能
http://www.eurocoopbanks.coop/default.aspx?nav=289.494

4 「地域経済における協同組合銀行」

３つめのテーマは、「銀行以上のもの、協同組合銀行」であったが、内容としては、欧州の協同組合銀行が金融危機以降も継続して地域の中小企業向けに融資を行っている等、地域経済における協同組合銀行の役割をとりあげたものであった。

イタリアやフランスで、他の銀行が中小企業融資から手を引くなかで、協同組合銀行が融資を続けられるのは、協同組合銀行は中小企業の経営者と長いつきあいを続けており、短期的な視点で融資を行っているわけではないからだということが紹介された。欧州手工業・中小企業協会事務局の討論者は、協同組合銀行がなければ多くの中小企業が倒産してしまったであろうと考えており、協同組合銀行には大変感謝していると発言した。

5 おわりに

全体を通じた協同組合銀行側の主張は、株式会社の銀行だけでなく、協同組合銀行など多様な形態の銀行が存在することが金融システムの安定性を高めることに貢献するのであり、そうした多様性を阻害するような規制を設けてはならないということである。こうした論点は、日ごろからEACBが各規制・監督機関との会合や意見書でも主張している。しかし、意見交換のなかでは立場の違いによる見解の相違はあっても、規制・監督機関側も協同組合銀行の果たす役割を認識していることが肌で感じられ、双方の関係者が公開の場に一同に会する国際会議の意義を改めて実感した。

（しげとう　ゆかり）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「農業経営統計調査」にみる販売農家の農業所得の動向

主事研究員　小針美和

本稿では、販売農家の農業所得の概況、特に、酪農・畜産経営の動向について、農林水産省「農業経営統計調査　個別経営の営農類型別経営統計（経営収支）」の08年調査結果をもとに整理する。

1　水田作を除いて農業所得は前年比減少

08年調査における販売農家（全国１戸当たり、以下同じ）の農業所得は108万円で前年調査に比べて9.5％の減少となった（第１表）。農業粗収益は前年比6.0％の増加となったものの、農業経営費が前年比12.3％の増加と粗収益の増加を上回ったためである。販売農家の農業所得は同統計の開始以来、６年連続で下落している。

主な作目の農業所得の前年比増減率をみると、農業所得が増加しているのは08年産の米価が上昇した水田作のみである。内訳をみると、農業経営費の増加率がいずれの作目も10％を超えており、飼料価格や燃料価格の高騰による費用の増加が所得の減少要因となっている。なかでも、肉用牛では08年の農業所得は前年比△59.5％と07年の半分以下となっている。これは、農業経営費の増加に加えて、農業粗収益も△0.8％と前年比減少しており、収益、費用の両面で所得にマイナスの影響を及ぼしているためである。

このように、08年における販売農家の動向の特徴として、主業農家の割合が高く、かつ一次産品市場の高騰が経営に与える影響の大きい酪農や畜産において、農業所得が大きく減少していることがあげられる。

2　酪農・畜産では農業所得に占める補助金の割合が急激に高まる

農業所得の所得構造を詳細にみると、酪農・畜産の経営状況の深刻さがより大きく現れている。第１図は、07年および08年につい

第1表　販売農家の農業所得の前年比増減率

（単位　％）

	前年比増減率			経営費に占める肥料・飼料・光熱動力費の割合	農業産出額に占める主業農家の割合
	農業所得	農業粗収益	農業経営費		
全体	△9.5	6.0	12.3	-	-
水田	5.6	15.7	18.2	14.5	38
野菜	△0.1	8.3	13.9	18.4	82
果樹	△16.2	5.2	19.7	19.4	67
酪農	△16.5	8.1	12.2	50.3	93
肉用牛	△59.5	△0.8	10.0	41.4	

資料　農水省「農業経営統計調査　平成20年　個別経営の営農類型別経営統計（経営収支）」

第1図　主な作目の農業所得に対する「共済金・補助金」の寄与度

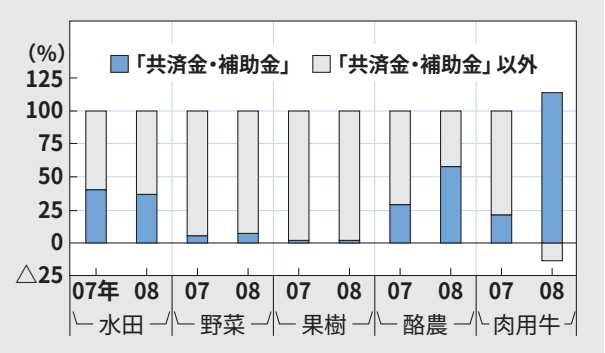

資料　第1表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

て、農業所得を100とした「共済金・補助金」の寄与度をみたものである(注)。その動向は作目によって大きく異なっており、水田作では07年では40.3%、08年では37.2%とほぼ横ばいで推移している。水田農業の主たる補助金は生産調整にかかる産地づくり交付金や水田・畑作経営所得安定対策の交付金であるが、その交付額には大きな変動がないためである。また、所得に対する直接的な助成の少ない野菜や果樹では、07年、08年ともに10%に満たない。

一方で、酪農では、寄与度が07年の29.5%から08年の57.7%へと大幅に上昇し、所得の過半を共済金・補助金が占めている。さらに、肉用牛にいたっては、07年では20.9%であったが、08年では共済金・補助金を除いた所得がマイナスとなっており、公的な助成なしには所得もまかなえない状況となっていた。

調査対象期間である08年１月～12月において、酪農・畜産の補助金で最も大きなウェイトを占めているのが飼料価格の高騰に伴う基金からの補てんである。同時期は飼料価格がピークに達していた時期であり、08年中の補てんの総額は1000億円を超えているとみられる。

また、肉用牛に対する経営安定対策のひとつである肉用牛肥育経営安定対策事業(通称マルキン；肥育牛１頭当たりの所得が家族労働費を下回った場合に、その差額の８割を生産者と国が１対３の割合で積んだ基金から補てんするもの)は07年第３四半期に発動されて以来、現在も発動が続いている。さらに、このような既存の制度のほかにも、補正予算による酪農・畜産経営に対する追加的、緊急的な助成措置も組まれている。

３　おわりに

現状では、飼料価格の動向には一定の落ち着きがみられてきているものの、デフレの影響等による畜産物価格の低迷等のもとで酪農・畜産の経営状況は依然として厳しい。また、足もとでの口蹄疫の発生による子牛価格の上昇等も、経営の圧迫要因となることが懸念される。さらに、近年の連続的な補てんの発動により、基金の枯渇が問題となる等、経営安定対策のあり方にも課題が残されている。

政府は、今年度の戸別所得補償モデル対策の実施状況を踏まえて、本格実施(他の品目への拡大)に向けた取組みを進めていくとしている。モデル対策では、コメ生産が恒常的に赤字であるという所得構造を前提として、標準的な販売価格と生産費の差額を交付することを基本的な枠組みとしている。しかしながら、この統計結果にもみられるように、農業所得の所得構造やその動向は作目ごとに大きく異なっている。コメを対象としたモデル対策に固執することなく、それぞれの作目に適した仕組みを十分に検討していくことが求められよう。

（こばり　みわ）

(注) 同調査では、粗収益の内訳として補助金等の受取額、経営費の内訳として拠出額を掲載している。ここでは、所得と平仄を合わせるため、受取額から拠出額をひいた額を用いている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

就業環境の変化と賃貸住宅経営への影響

理事研究員　渡部喜智

1　就業環境悪化で賃貸経営に打撃

戦後最悪の経済金融危機は、同時に就業環境をめぐる危機でもあった。これに伴い失業など就業悪化に直面した賃貸住宅入居者の退去に加え法人利用の解約が増え、空室率が上昇し、賃貸住宅の経営環境は悪化した。

世界同時不況による景気悪化が底入れしてから１年以上が経過。これに伴い失業率が直近（10年４月）5.1％へ低下するなど、労働・所得環境は好転をたどりつつあるが、その動きは今のところ緩慢である（第１図）。

賃貸住宅の経営環境は改善に向かうのか、その前提となる就業環境の今後を展望しながら、賃貸住宅事情を考えることとしたい。

2　入居率低下から家賃保証・賃貸ビジネス・モデルにも悪影響

まず、リーマン・ショックの影響が本格化する前の08年10月に実施された総務省『住宅・土地統計調査』により、賃貸住宅のマクロ的経営状況を見ておこう。

それによれば、全国の賃貸住宅戸数は前回調査（03年）に比べ99万戸強増え2,183万戸。このうち、一時的現住者等を除く居住世帯は1,774万世帯で、空き家は前回に比べ42万戸弱増え409万戸で、この結果、空き家比率＝「空き家÷（借家世帯数＋空き家）」は1.1％上昇し18.7％になった。

同調査では空き家の耐久性・居住性についてのデータは不明であり、入居者のニーズから言って入居募集の困難な賃貸住宅もかなり含まれていると思われる。とはいえ、わが国の賃貸住宅がすでに余剰状態にあることを示す一つの証左といっていいだろう。

そのうえに、前述のようにリーマン・ショック後の就業環境の悪化で、賃貸住宅の入居率は低下したと思われる。

賃貸住宅オーナーのなかには、賃貸住宅建設・管理会社とサブリース方式で長期家賃保証・一括借上げ契約（以下「家賃保証契約」）しているケースが増えている。専業大手３社の同契約戸数は10年間にほぼ３倍となった。

家賃保証契約では、オーナーが支払う保証料をプールし家賃総額の90％程度を保証する仕組みとなっている。ただし、入居率が大きく下がれば、プールされた保証料等では賄い

第１図　景気後退後の雇用悪化（季調値）

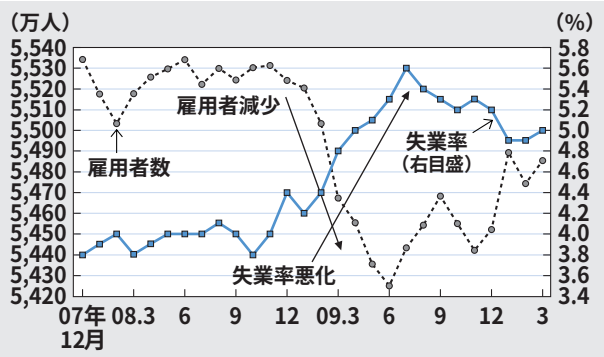

資料　日経FQ（総務省「労働力調査」）データより作成

第２図　賃貸住宅管理大手の入居率動向

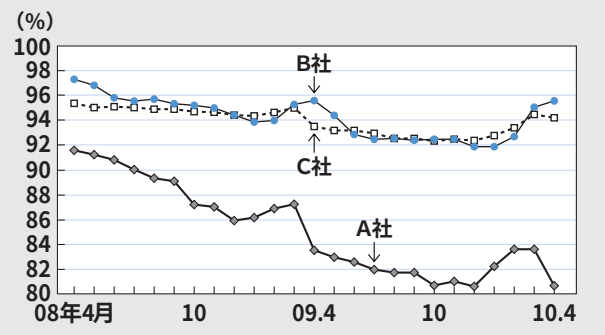

資料　各社開示データより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

きれない。賃貸住宅建設・管理会社が補填する必要が出てくる。したがって、入居率９割が、この家賃保証の仕組みを当初契約時の保証料等で維持する一つの目安となると考えられる。

リーマン・ショックを受け、このような家賃保証の賃貸物件でも退去・解約が一時は前年同期比２割程度増加。一方、新規入居は減少・低迷し入居率が低下し、家賃保証・賃貸ビジネス・モデルにも悪影響を及ぼした。

専業大手の賃貸住宅建設・管理会社の開示データでは個社の差はあるが、一様に入居率の低下を示した。入居率９割を大きく割り込んだところも出ている。今後の推移によっては家賃保証契約などへの影響も少なからず懸念される面がある（第２図）。

３　入居持ち直しと中期的賃貸需要

退去に歯止めがかかるとともに、入居斡旋の営業活動を強めた成果もあり、入居率はすでに反転したという声も聞かれる。就業環境の先行き持ち直しが続くことで、入居率の改善が期待されるところだ。

しかし、景気持ち直しのなかで雇用者が順調に増え、賃貸住宅の需要拡大が続く好環境は期待できるだろうか。

上場企業1,000社程度を対象とする内閣府の「平成21年度企業行動に関するアンケート調査」から雇用者の実績と今後３年間の見通しを見ると、不況に見舞われた過去３年の実績に比べても、今後３年の雇用姿勢が引き続き弱いことがうかがわれる。

雇用者削減の企業が全体に占める比率は過去３年間の実績では32.4％だったが、今後３年間の見通しでは56.8％と過半を占める（第３図）。この比率は前年（20年）度調査での見通しの38.4％と比べても上昇している。また、雇用者数の見通し（中央値）は前年度調査よりは改善し、全体では非製造業の下支えからかろうじてプラス（0.4％）となったが、製造業では△0.3％の雇用者数削減の見通しとなっている。

このような企業の雇用意欲の弱さは、海外展開の進展やコスト管理強化などの経営戦略に基づく。このため、労働市場は冷え込みから完全に脱しきれないという見方にならざるをえない。先行き景気回復に向かう時期にもかかわらず、雇用好転は限定的と見ておくべきであり、賃貸住宅の需要拡大にも過度の期待は禁物ではなかろうか。

加えて賃貸住宅の家賃の下落が進行していることも逆風だ。「消費者物価」調査のなかの民営賃貸住宅の家賃指数は直近で前年同期比△0.7％の下落となっており、2000年に比べれば累計で３％を超す下落となっている。なかでもワンルームなどの狭小賃貸物件の家賃下落が大きい。

以上から賃貸住宅の入居率は景気持ち直しに伴い改善する方向にあるが、企業の雇用意欲が弱く、中期的な賃貸住宅需要を抑える一因となろう。さらに家賃の下落傾向も加わっているおり、マイナス要因だ。地域の賃貸住宅の需要を多面的に見極めながら、慎重に検討することが重要だろう。

（わたなべ　のぶとも）

第３図　企業の雇用に関する実績と見通し

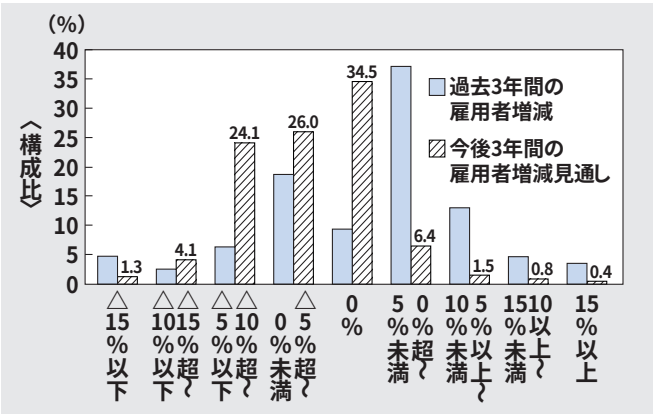

資料　内閣府「企業行動に関するアンケート調査」より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

わが国の財政赤字と長期金利

主任研究員　南　武志

1　ギリシャに端を発した財政悪化問題

2010年に入って、ギリシャの財政悪化問題への懸念が高まり、それがポルトガル・スペインなど他の欧州諸国へ波及するなど、欧州では財政破綻リスクへの警戒感が高まっている。そもそも事の発端は、ギリシャ前政権による財政赤字の粉飾ではあったが、一方でグローバル金融危機や世界同時不況を食い止めるべく実施した大規模な財政出動の結果、世界各国で大きく悪化した財政バランスに対する持続可能性が問われている、とも言えるだろう。なお、ギリシャでは国債の償還・借換が困難化し、長期金利が急上昇するなど不穏な動きも散見されている。

さらに、この問題は統一通貨ユーロにも影響を及ぼしている。ユーロ加盟各国には①単年度の財政赤字がGDP比で３％を超えない、②累積債務残高がGDP比で60％を超えない、という安定・成長協定を遵守することが求められてきたが、その条件を満たさない国も加盟しているということで、ユーロの信認が揺らぎ、ユーロ大幅安となっている。

2　わが国の財政事情

なお、財政赤字問題は、わが国もその例外ではない（第１表）。わが国の累積財政赤字（一般政府分）は10年度末には862兆円（GDP比で181％）まで膨らむことが見込まれるなど、残高ベースで見ればギリシャをはるかに凌駕（りょうが）している。また、10年度の新規国債発行額（＝国の単年度の財政赤字）は税収見積もり（約37兆円）を上回る約44兆円と、過去最大規模となっている。ちなみに、財務省では、11年度以降は新規国債発行額が50兆円台にまで膨らむ可能性があるとの試算結果を公表するなど、先行きも景気持ち直しが続いたとしても国債発行圧力は根強い状況が続く。

3　低い長期金利水準の背景

一方で、90年代後半以降、財政赤字が累増するなかで、わが国の長期金利は15年近くにわたって概ね１％台での推移が続いている。本来、財政悪化は長期金利にとっては上昇要因ととらえられているが、景気の長期低迷が続くわが国では、財政以外の要因が金利低下に作用してきた（第１図）。ちなみに、このように低水準の長期金利が続いてきた理由として、①名目成長率が低いこと（つまり、実質経済成長率が低く、かつデフレが長期化している

第1表　財政状況の国際比較

（単位　％）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	ギリシャ
債務残高の対GDP比率（一般政府、11年末、OECD予測）	205	95	91	84	99	135	78	139
国民負担率	38.9	34.7	49.3	52.0	62.4	60.3	52.9	43.3
租税負担率	23.0	26.1	38.5	29.1	37.8	42.1	34.8	26.3
社会保障負担率	15.9	8.6	10.8	22.9	24.6	18.2	18.1	17.0

資料　OECD、財務省資料より作成
（注）１　一般政府は、中央政府・地方政府・社会保障基金の合計。
　　２　租税・社会保障負担率は、各負担額の国民所得比率。日本は09年度、諸外国は06年。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

こと)、②1,450兆円あまりと潤沢な家計金融資産残高の存在により、財政赤字を国内で吸収可能と考えられていること、③諸外国と比べて租税負担率が低く、将来的に増税する余地が残っていること、などが挙げられるだろう。

しかし、いつまでも金利上昇の抑制要因が存在し続けるという保証はない。先行き放漫財政体質が続くなど、財政規律が完全に喪失されるような事態に陥ったり、先行き一段と少子高齢化が進むなかで家計部門が全体として貯蓄を取り崩す可能性が高まったりすれば、一気に長期金利が上昇する可能性は否定できない。もちろん、それらが現実のものになるにはまだ多少の時間が残っていると思われるが、未然に防ぐための努力が必要である。

4　求められる財政規律の設定

景気回復とともに、長期金利も上昇していくことは、極めて自然である。しかし、景気回復やデフレ脱却の前に長期金利だけが上昇してしまうと様々な弊害が出てくる。

経済的に見れば、民間設備投資の抑制要因になり、景気回復を阻害したり、国家財政の硬直化をまねき、経済運営を困難にさせたりする原因となる。また、現在、国内のほとんどの金融機関はこれまでにない規模で国債を保有しているが、そのこと自体は金融機関の金利リスク量が高まっていることを意味する。貸出が伸び悩むなか、長期金利の急上昇によって発生する国債の評価損は金融機関の経営、ひいては金融システムにも少なからぬ影響を与える可能性もある。

政府は６月22日に11～13年度予算の骨格を示す「中期財政フレーム」と中間的な財政健全化に向けた指針となる「財政運営戦略」からなる財政健全化計画を閣議決定した。小泉政権(2001～06年)以降、わが国は基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化目標を掲げてきたが、未曾有の景気悪化に見舞われた麻生政権末期から財政規律は曖昧な状態となっていた。民主党政権では、上述のように財政規律を再び設定する方針を示している他、消費税増税を含む税制の抜本改革に対しても取り組む姿勢を見せつつある。

ただし、財政はあくまで「物価安定の下での持続的経済成長」を実現するための手段で、健全化が最終目的ではない。財政再建には景気へ十分に配慮すべきである。財政構造改革を掲げた橋本政権(1996～98年)は、歳出削減などによって財政再建路線を推進したが、金融機関の不良債権問題の広がりを伴う景気悪化により、挫折を余儀なくされた経緯がある。やはり、経済成長促進などによる税の自然増なども含め、財政健全化が無理なく進められるような枠組みが必要といえるだろう。

（みなみ　たけし）

第1図　財政赤字と長期金利

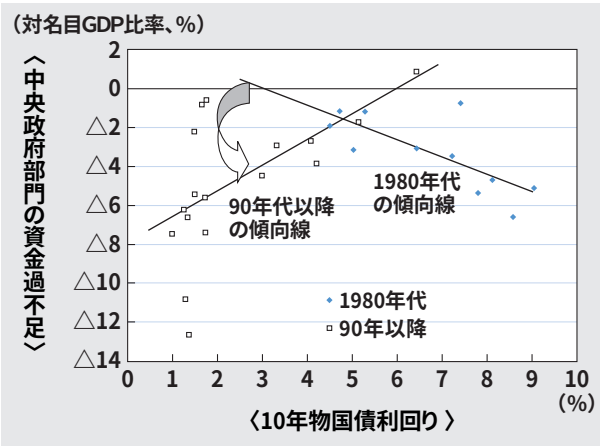

資料　内閣府、Nikkei Financial Quest

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

住宅ローン利用者の資産形成について

主事研究員　田口さつき

1　住宅ローン後のお付き合い

金融機関にとって個人顧客との取引が住宅ローンで始まることも少なくない。今後の人口減少により、個人リテール市場の縮小と競争激化が予想されるなか、既存の顧客との関係維持はより重要なテーマである。

その既存顧客のなかでも住宅ローンの利用者は、①返済状況等から顧客の金銭感覚、所得などの情報を得ることができる、②返済期間が長期に渡る可能性が高い、③返済を計画的に行う優良顧客が多い、などの点で多くの金融機関が取引拡大を狙ってきた層である。すでに住宅ローンを利用している顧客に対し、給料振込口座の指定の有無や自動車ローンの利用状況などを分析し、取引拡大につなげようとしている金融機関もある。一方で、住宅ローンの借換えを狙った攻勢も激しくなるなか、利用者にいかに接触を図り、信頼や関心を継続して勝ち得るかという防衛的観点も重要となっている。

住宅ローンを利用している顧客との接触のための切り口の一つとして、資産形成についての情報提供も挙げられる。それは、顧客は住宅ローンの返済が進むに従って、金融資産に対する意識が変化すると考えられるからである。問題は、金融資産に対する意識が変化する時期はいつ到来するかということである。

以下では、家計の住宅ローン返済と金融資産の推移から、顧客へのアプローチの強化時期についてのヒントを考えてみたい。

2　住宅ローン返済と資産形成の関係

第１図は、2008年の総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」の「［持家世帯］ 住宅の建築時期別貯蓄及び負債の１世帯当たり現在高（二人以上の世帯）(注)」から住宅ローン返済経過期間と金融資産との関係を見たものである。具体的には、持家世帯について住宅ローン返済期間を横軸にして、それぞれの期間に相当する金融資産残高（純：金融資産－金融負債）を縦軸に描いた。

なお、金融資産は、預貯金のほか、生命保険や有価証券などが含まれる。一方、金融負債は、個人営業世帯などの負債には事業用の

第１図　住宅ローン返済と資産形成

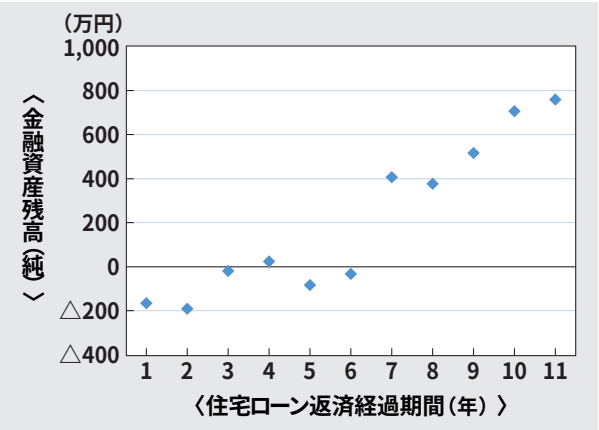

資料　総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」（2008年）より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

負債も含まれるものの、その９割超が住宅・土地のための負債である。

持家を取得して間もない時期の金融資産は1,477万円、金融負債は1,640万円である結果、金融資産残高(純)は約△160万円である。そして、６年目までは、概ね金融負債残高が金融資産残高を上回る状況が続く。しかし、７年目以降からは、金融資産残高(純)がプラスとなる。このとき、金融資産は約1,600万円であるのに対し、金融負債は約1,200万円である。

興味深いことに金融資産残高(純)がマイナスの時期であっても、普通貯金などの通貨性預貯金が200～300万円台で維持されている。これは、個人顧客が公共料金などの引き落としや万が一のときに備えて、通貨性預貯金に一定額を置こうとしていると考えられる。これに対し、定期性預貯金は返済が進むにしたがって緩やかに増える傾向にはあるが、規則正しく積みあがるわけではない。これは、世帯主等の所得の動向や子供の進学等の支出といった要因が絡み合っているように思われる。ちなみに返済期間が７年目では、通貨性預貯金が250万円前後、定期性預貯金が650万円前後である。

そして、７年目以降からは、定期性預貯金と有価証券が増える傾向にある。ただし、有価証券は市場動向に左右されやすい。個人顧客は投資環境が悪い場合は、定期性預貯金にいったん預けている場合が依然多いのだろうと推測する。

３　おわりに

以上、住宅ローン返済開始から約７年後に金融資産が金融負債を上回り、それ以降は定期性預貯金や有価証券が増加する傾向があることがわかった。この時期以降、顧客が返済にめどがつき始め、資産形成について考える余裕ができる可能性が高いと思われる。

しかし、変動型の住宅ローンを利用している場合など、金利の状況次第では、その時期が前後することもあるだろう。また、実際には多くの家計で住宅ローンの返済にめどが立つ時期に教育費などが増えるなど個々の家計特有の事情もあるため、注意が必要である。とにかく、住宅ローンを利用している顧客の変化にいち早く気づくことが改めて大切であるといえる。

（たぐち　さつき）

(注)「家計調査」(貯蓄・負債編(二人以上の世帯))の調査対象のうち、二人以上の世帯は6,406世帯、このうち持家世帯は4,993世帯である。なお、金融資産残高は平均1,680万円(民営借家世帯648万円、公的借家世帯552万円、給与住宅世帯1,383万円)に対し、持家世帯は1,900万円と多くなっている。世帯の年間収入も、平均では637万円(民営借家世帯532万円、公的借家世帯430万円、給与住宅世帯768万円)だが、これに対し持家世帯は659万円と多い。なお、家計調査は、その記入の煩雑さなどから調査対象世帯が偏っており、実態とはかけ離れているという指摘もある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農都共生のすすめ

キャスター・慶応大学大学院ＳＤＭ研究科教授
林　美香子

最近はかつてないほど、庭先やベランダで家庭菜園を始めたり、農村でゆっくりと過ごす「グリーンツーリズム」を楽しむ都会の人たちが増えている。そうした雑誌の特集記事やテレビ番組を見かける機会も、随分多くなった。この現象を、農業者、農業関連の方達はどんな思いで見ているのだろうか。

朝夕の通勤ラッシュ、過密な住宅事情、ギスギスした人間関係など、都会暮らしに疲れを感じている人たちにとって、農村地帯は「懐かしさ」と「憧れ」を感じる場所である。農村地帯には、生産をする現場としての機能だけでなく、癒しや教育力など多面的機能と呼ばれる多くの可能性がある。この可能性をより発展させるために、「農都共生＝農村と都市の共生」が、不可欠だと考えている。

そして、「農都共生」の大切さを、講演会などでも訴えている。都会のみなさんには、「農都共生のひとつ、グリーンツーリズムを体験しよう」と話し、農家のみなさんには、グリーンツーリズムが副収入となると同時にやりがいを高め、農村を活性化する効果もあると話している。

私はもともと農業・農村に関心があり、北海道大学農学部で学んだ後、放送局にアナウンサーとして入社。退社後も、放送の仕事と同時に、「食と農」「地域づくり」などをテーマに執筆活動を続けてきた。仕事の傍ら、2003年から北海道大学大学院社会人博士課程に入学し、「農村と都市の共生による地域再生」についての研究論文をまとめ、博士（工学）を取得した。この研究により、都会の人が農村地帯を訪れ、農産直売所で買い物をし、休暇を過ごすなどの農都共生の推進は、地域再生を実現するひとつの方法だと確信した。本来、農村と都市は敵対する存在ではなく、互いに必要とされるもの。農村と都市が近づき、共生すれば、それぞれがもっと豊かになれる筈だ。

2008年４月には、札幌在住のまま、新設された慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科の教授に就任。農林中金による寄付講座で、道内の農家の協力を得て、農都共生を実践しながら持続的に農業を続ける仕組みの研究を進めている。都会の学生達が北海道の農村を訪れ、農業者と語らうことも、農都共生の第一歩だと考えている。

農家民宿・農家レストラン・農業体験・農産直売所などに出かけ、都市住民と農家が互いに交流、連携していくことが、農都共生へと繋がっていく。都市生活者のライフスタイルが変化し、「物質的豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する人や、レジャー・余暇に生活の力点を置く人が増え、「都市住民の農業・農村への関心」が高まっている今こそ、農都共生推進のチャンスだとも思っている。農業団体のホクレン（私は2008年からホクレンの員外監事に就任）でも、この夏、体験農園、直売所、農家レストランなどの複合施設をオープンさせる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

都会の人に、癒しや楽しみを提供してくれる農村。その代価として、都会の人たちが農村でお金を使うことは、農村地帯にとって大きな経済効果がある。全国各地で消費に使われる金額の８割は、全国チェーンの流通・飲食業などを介して、東京に還流していると言われる現在の日本の経済システム。疲弊する地方にお金が循環する仕組みとしても、農都共生に注目したい。

北海道など専業農家が多い地域では、農業体験の受け入れは無理と指摘する人もいるが、決してそんなことはない。受け入れを農家のみが担うのではなく、役場職員、商業者や地域づくり団体などと連携する方法が考えられる。北海道の米作地帯・空知地方では、中高生の農業体験を受け入れている農家の団体が連携し、事務局を地元の観光関連会社が担当している「そらちDEい～ね」の活動がある。農家400軒が、六年間で一万八千人もの農業体験を受け入れ、ホクレン夢大賞に輝いた。また、長沼町では、グリーンツーリズム特区により、159軒の農家が農家民宿として登録。役場が事務局となり、年間4300人の修学旅行生を受け入れるなど、着々と成果をあげ、「オーライ！ニッポン大賞」を受賞した。農家側にとっては、子どもたちとのふれあいが生きがいにつながる精神面の効果は勿論、現金収入を得られる経済的メリットも大きい。

国民全員が農業を体験すべきと考える「国民皆農」という言葉があるが、都会の若い世代にこそ、農業体験や農村ボランティアが必要なのではないだろうか。大都会の暮らしでは味わえない、農業・農村の多面的機能が作り出す魅力がたくさんあるのだから。

今後は、農都共生の素晴らしさをより多くの都市生活者に伝え、体験してもらえるような大がかりな仕掛けや、ITを駆使した情報受発信も必要だと思う。フランス・イギリスなどのツーリズム先進国に比べると、まだ緒に就いたばかりの日本である。多くの国民がゆったりと長期休暇をとり、グリーンツーリズムを楽しみ、農都共生を推進できるような社会にするためには、欧米のようなバカンス法の制定も望まれる。

また、収穫時期など忙しい時、地元の商家やサラリーマン家庭の主婦など非農家と連携しながら、グリーンツーリズムを実践できないかと願っている。

各地を回ると、農業者と商業者が不仲、農協と商工会の交流が全くない市町村など、縦割りの体制にびっくりすることがある。不況が続き、今後、一層の過疎化が心配される中、そんなことをしている場合ではない筈だ。

地域に活力を与えるためにも、非農家といかに手を結び、グリーンツーリズムを進めていくかが、これからの課題だと思う。

農村側が一体となって、都会に対して農業・農村の素晴らしさを情報発信し、共感を得ていくことが大切だ。その共感の輪が、農村地帯を元気づけ、日本の農業・農村をしっかりと守っていくことに繋がるのだと思う。

さらに詳しいことは、拙著「農都共生のヒント」「農村へ出かけよう」（いずれも寿郎社刊）を、ご一読頂ければ幸いである。

（はやし　みかこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

北陸地方の稲作農業

―戸別所得補償モデル事業への対応―

基礎研究部副部長　清水徹朗

昨年(09年)９月に民主党政権が成立し、今年度より戸別所得補償モデル事業が開始された。６月末までに加入申請が行われたが、生産現場では今回の政策変更をどう受け止めているのであろうか。北陸地方の対応状況について報告する。

１　米中心の北陸農業

北陸３県の農地面積14.4万haのうち水田が91%を占めており、農業生産額に占める米の割合は、富山県72.1%、石川県54.9%、福井県68.2%で(全国平均は22.3%)、北陸地方の農業において米の比重は非常に高い。米生産量は、富山県21.2万トン、石川県13.5万トン、福井県13.4万トンであり、３県を合計した米生産量は新潟県(62.7万トン)の８割程度である。

北陸地方は、兼業機会に比較的恵まれ、冬に積雪がある等のため、稲単作の兼業農家の割合が高い(兼業農家89%、稲作単一経営83%)。北陸地方では早くから協業経営や大規模稲作経営の展開が見られ、稲作において農家以外の農業事業体(農事組合法人等)が占める割合は、富山県16.6%、石川県6.4%、福井県9.6%であり、全国平均の2.6%より高い(2005年農業センサス)。

２　JAみな穂

JAみな穂は富山県東部に位置し、黒部川の豊かな水に恵まれた水田農業地帯である。管内(入善町、朝日町)の耕地面積は5,019ha、農家戸数は3,050戸であり、農家１戸当たり耕地面積は1.4haである(05年センサス)。農地のほとんどは水田であり、農協の販売事業に占める米の割合は８～９割に達している。

当JAでは20年ほど前から地域農業の組織化に取り組んでおり、06年には入善町水田農業推進協議会が地域水田農業ビジョン大賞を受賞している。現在、管内に集落営農組織が30あり、稲作の３割は集落営農が担っており、認定農業者の割合(３割)と合わせ、経営安定対策でカバーされている水田は６割である。生産調整の半分は大豆であり、そのほか大麦、球根等が作付けされており、不作付地は少ない。

戸別所得補償モデル事業については、これまで経営安定対策に加入していなかった農家も助成金が得られるようになるため、多くの農家が加入する見込みである。ただし、地力増進作物(09年で297ha)の助成金が減額になるため、当JAでは、米粉用米(管内に米粉工場建設予定)や輸出用米(EU、香港、豪州向け)を増産することを検討している。

３　JAはくい

JAはくいは石川県能登半島の南部にあり、羽咋市と宝達志水町を管内としている。この２市町の耕地面積は3,212ha、農家戸数は2,220戸で、農家１戸当たり耕地面積は1.4haである(05年センサス)。生産調整の半分は加工用米であり、そのほか大豆、大麦を生産しているが、気象条件等のため大豆、大麦の収量は低く、一部不作付地もある。

JA管内には集落営農が35あり、水田面積の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

４割をカバーしており、認定農業者が４割の水田を担い、経営安定対策でカバーされている水田は８割である。経営安定対策の対象になっていない水田は２割であるが、農家戸数にすると４～５割である。

当JAは、転作作物としてはと麦を導入し、はと麦茶を製造・販売しているが、好評であるためはと麦の作付けをさらに増やすことを計画している。また、今年JA出資法人(株)JAアグリはくいを設立し、作業受託等によって休耕地対策に取り組もうとしている。

このように、当JA管内には集落営農も多くあり、経営安定対策のカバー率も高い。また、生産調整実施率も高いため、戸別所得補償モデル事業には多くの農家が参加する見込みである。

４　JA志賀

JA志賀はJAはくいの北に位置し、管内(志賀町)の耕地面積は1,481ha、農家戸数は1,481戸であり、農家１戸当たり耕地面積は1.0haと小規模である(05年センサス)。米中心の農業であるが、米以外にスイカ、干し柿などの生産が盛んである。

転作作物として麦、そば、加工用米を生産しているが、不作付地になっている農地もある。集落営農組織は17、認定農業者は72名であり、経営安定対策でカバーされている水田の割合は３割程度と、JAみな穂やJAはくいより低い。戸別所得補償モデル対策については、事務的な煩雑さのため一部加入申請しない農家が出てくる可能性はあるが、加入対象範囲が広がったため、大部分の農家が加入する見込みである。

当JAの農家は全体としては経営規模が小さく、稲作の組織化もそれほど進んでいるわけではないが、地域の農家をまとめ集団的に経営している法人経営もあり、その一つが直海・釈迦堂営農組合である。当組合は1997年に設立したものであり(03年に法人化)、参加農家は64戸(５集落)、経営面積は33haで、ブロックローテーションによって米を22ha、大麦とそばを輪作で11ha作付けし、また作業受託を15ha行っている。現在の地代水準は２万円/10ａであるが、戸別所得補償で助成金15千円/10ａ(定額部分)がはいるため、地代を５千円程度増額することを検討している。当組合は、地域の農地をまとめて集団転作を行っており、助成金を活用して個々の農家で行うよりも高い収益を実現している。戸別所得補償モデル事業導入に伴い、当組合はこれまで不作付地になっていた農地を復活して転作作物を作付けすることにしている。

５　まとめ

以上、３つのJAの状況を紹介したが、これまで生産調整に協力しない農家が一部あったものの、いずれの地域も地域内の調整によって生産調整目標を達成してきた。しかし、土壌、気象条件等のため必ずしも麦、大豆の生産には適していない土地もあり、一部に不作付地(調整水田等)もあった。

北陸地方では、これまで政府の方針に従って生産調整を実施してきたこともあり、戸別所得補償モデル事業にも多くの農家が参加する見込みであり、戸別所得補償政策は農家から一定の評価を得ている。また、JAとして米粉用米の増産に取り組むなど制度変更に伴う新たな動きも見られ、今後、戸別所得補償政策が地域の農業にどのような影響を与えていくのか注目される。

（しみず　てつろう）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農商工連携によるジンジャーエール開発と積極的な販売活動
―JAわかやまの取組み―

主任研究員　室屋有宏

1　和歌山市の農産物ブランドを作りたい

和歌山県というと梅、柿、ミカンを連想する人は多いだろうが、じつはいずれも和歌山市の特産物というわけではない。

和歌山市の農産品で手土産になるようなブランド商品が欲しいという思いは、市、商工会議所のトップも持っており、2007年からJAわかやまと連携して「和歌山市の農業振興を考える懇談会」を開き、検討を重ねてきた。これを発展させる形で、翌08年８月にJAわかやま、和歌山商工会議所、和歌山市農業委員会の３者で「農商工連携に関する協定書」を締結、本格的な商品開発をスタートさせた。

じつは和歌山県は新ショウガの産地としては高知県に次ぐ全国２位であり、JAわかやま管内の作物でも最大の販売額を占めるが、産地ブランド力は弱く、市内でも認知度が低かった。そこで同JAは、地元を含め多くの人にアピールできる新ショウガを利用した商品開発に取り組むことを決めた。現実の商品化ではいいアイデアがなかなか生まれなかったが、ある職員がジンジャーエールを提案したところ、組合長が可能性を感じ即決し開発に着手した。

2　大手が作れない「本物のジンジャーエール」

ジンジャーエールというのは、ひとつには日本人が余り知らない、また大手が手掛けることが難しいとても面白いニッチ商品である。

一般にはジンジャーエールというとカナダが発祥とされるが、ジンジャー（ショウガ）の搾り汁に糖分を加え発酵させた飲み物はイギリスの家庭でいまでも作られており、こちらが原型とみられる。一方、日本では海外飲料メーカーがジンジャーエールを以前から市販しているが、これにはショウガの搾り汁が使用されていないため、多くの日本人は本物のジンジャーエールを飲んだことがないといえる。

JAわかやまのジンジャーエールは、地元産ショウガをまるごと搾り使用したことが最大の特長である。ショウガは高価な作物であるが、産地・JAの強みとして規格外品を活用することで、大手メーカーが容易に参入できないマーケット機会をねらっている。近年、ショウガの健康効果はブームにもなっており、「本物のジンジャーエール」の市場ポテンシャルは相当大きなものが期待できよう。

3　「オール和歌山県」の仕組みを積極的に活用

今回のジンジャーエール開発は「オール和歌山県」の仕組みを生産者であるJAが戦略に活用している点でも興味深い。農商工連携は各地で盛り上がりをみせているが、連携の中身をみると加工メーカー、販売業者が中心的役割を果たしており、農業者は原料供給者の域を脱していない事例が多い。

JAわかやまのケースでは、市、商工会議所との間で協定を結び、また県の農商工連携ファンド事業の第１号の認定、製造は地場の飲料会社に委託するなど、県内で多くの連携関係を構築している。一方、JAは農商工連携全体をプロデュースし、事業リスクを取っている。

農商工連携において、JAがこうした中心的な役割を担う事例はじつは多くはない。通常は、販路・情報を持つ企業が連携のリーダーとなり、それに対応した配分を受けるのが一般的である。

JAわかやまの事例は、自らリスクを取り、

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

主体的に農商工連携を行うことで、地域への波及がぐっと増し、同時に生産者・JAが利益を得る可能性が拡大した。また農商工連携の取組みを通じ、地域におけるJAの存在感が一層高まれば、信用事業等の推進につながる可能性もあるといえる。

4　明確な戦略としっかりした経営基盤

JAわかやまが農商工連携の中心的な役割を担うという戦略の背景には、経営者トップの判断と同JAのしっかりした経営基盤がある。

今回のジンジャーエール事業について、川口組合長は３つの目標を挙げている。第一に和歌山県のショウガのブランド力向上、第二に規格外ショウガの活用によりJAの営農支援活動と農家手取りの向上、第三にJAの収支への貢献である。

特に注目されるのは、収益をしっかり出していくという目標であろう。同JAでは以前から、女性会が中心となって地場農産物を利用した加工品開発をいろいろやってきた(特産物の金山寺みそ、フルーツ・ジャム等)が、ビジネスとして成立する商品はなかったし、そもそもビジネス化の意識が希薄であったという。

今回のジンジャーエール事業では、農商工連携そのものが目的ではなく、あくまで収益事業にすることを目標にしている。そのため「地産地消」というよりは「地産全消」を念頭に、一般消費者に受け入れられる商品、デザイン、PR方法等に多くの努力と工夫を行った。

また女性会の加工事業の方も、今年から加工部会に編成し、JAが直接ビジネス化を支援する体制にした。さらに今年中にJA出資型生産法人を作り、ここに加工部会を移して、よりビジネス的な展開を目指す方針である。

JAわかやま職員による販売活動

5　県外での認知度向上が課題

ジンジャーエールは今年５月から販売が始まったばかりであるが、これまでの反響は予想以上にいいとみている。初回の発注量は12万本だったが、これを速やかに50万本に引き上げることを当面の目標にしている。発注ロットが小さいためコストが割高であり、販売量の引上げが収支確保のためには不可欠である。また、多くの人に試飲してもらった結果、男女、年齢等で嗜好に差があることが確認されたため、今後商品バリエーションの拡大も考えている。

販売については、和歌山県内については認知度、販売先も広がりつつあるが、首都圏等の大消費地で販売の足掛かりを作るのが目下の課題である。同JAにとっても、本格的な営業活動の経験はこれまでなかっただけに、経営者層を含め積極的に出向く販促活動を行っている(写真)。この過程で、商品を開発するのも大変だが、自ら販売するのはその数倍の苦労が必要であり、またPRを効果的に展開することの重要性を痛感しているという。

JAわかやまの農商工連携の事例は、JAが一定のリスクを取りマーケットに向き合うことで、より高次の地域農業の発展とJA自身の経営イノベーションにつながる可能性を感じさせるチャンレンジだといえよう。

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

病院給食における地産地消

―JA神奈川県厚生連伊勢原協同病院とJAいせはら地場野菜出荷グループの取組み―

主事研究員　尾高恵美

病院給食は入院患者にとって数少ない楽しみの１つとなっている。収穫から調理までの時間が短く鮮度が高い地場産食材の使用は、その満足度を高めることに結びつく。一方、農産物市場としてみた病院給食は、比較的安定した需要がある。とくに消費者への直売を主な販路とする生産者にとっては、販路の多様化に一定の効果を期待できる。

本稿では、病院給食における地産地消について、JA神奈川県厚生連伊勢原協同病院（以下「当院」）とJAいせはら地場野菜出荷グループ（以下「出荷グループ」）の取組みを紹介することにしたい。伊勢原市は神奈川県のほぼ中央に位置し、東京のベッドタウンとして都市化が進んできた一方で、野菜と畜産を中心に06年で約40億円の農業産出額がある。

1　地場産野菜の使用状況

病院給食で使用する食材の中で、野菜は、栄養面での重要度が高いにもかかわらず、価格変動が大きく、天候変動や給食数の変動による需給調整作業が伴うなどにより、地場流通の仕組みの構築が難しい。当院と出荷グループは、2005年１月から病院給食での地場産野菜の取引を開始した。その後、病院給食での野菜の使用金額に占める地場産の割合は徐々に高まり、06年度の25%から、07年度は28%、08年度は32%、09年度は31%となった。出荷者が当初の10人から13人に増えて品目が豊富になり、現在は、当院での使用頻度が高いコマツナやホウレンソウを中心に、ダイコン、レタス、キュウリ、トマト、バレイショなど22品目を使用している。

第1図　伊勢原協同病院における地場産野菜の仕入金額と野菜仕入額に占める割合

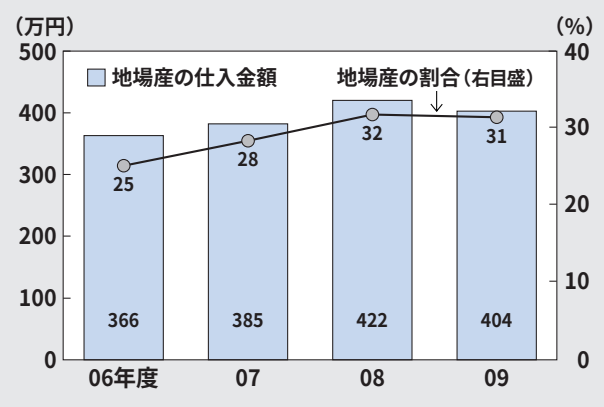

資料　伊勢原協同病院栄養室資料

2　当院と出荷グループとの相互協力関係

本取組みにおいて地場産野菜の使用割合を３割に高めることができた要因について、以下で当院と出荷グループの相互協力関係を中心にみてみたい。

(1)　出荷物の品質が高い生産者

出荷グループは大手スーパーの地元店舗に出荷するために02年に組織された。生産者は直売を販路の中心としており、商品価値のある品質・規格を理解している。また、堆肥を多用して化学肥料の使用を極力抑えたり、EM菌（有用微生物群）を施用するなど、それぞれの生産者がより安全な栽培方法を工夫している。

この取組みにおいて、JAいせはらは、病院

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

からの受注、出荷会議の開催、および代金決済に関与しているが、病院への納品は出荷グループの各生産者が直接行っている。

⑵　出荷会議を毎週開催

毎週行われる出荷会議は、関係性を強くする上で重要な役割を果たしている。参加者は、当院の栄養士、出荷グループの生産者、JAいせはらの営農部職員である。会議では、翌週の注文について、１品目につき１農家が対応することを原則として出荷担当者を割り振り、価格交渉を行う。また、翌週以降の出荷予定を共有化し、病院側からの発注に役立てるようにしている。さらに、野菜を生産者が病院に直接納品する形態の取引は、病院側にとっても生産者にとっても少なからず負担であるが、出荷会議は両者にとって取引継続の意欲を高める場にもなっている。

⑶　栄養室の柔軟な対応

当院では４週間のサイクルメニュー方式を採用している。サイクルメニュー方式とは、一定期間のメニューを作成し、それを基本に繰り返し使用するというものである。基本メニューを大きく変更することはないものの、地場産野菜をできるだけ使用するために、地場産の生育状況に合わせて使用する野菜の品目を変更している。また、メニューによっては多少大きくても調理に大きな支障はないため、栄養士と生産者が相談しながら、供給する規格の幅を決めている。

タマネギ、ニンジン等に地場産を使用した病院給食

⑷　生産者を取材し病院の広報媒体で紹介

当院の栄養士は出荷者の圃場を訪問して栽培方法等についてヒアリングし、当院の広報誌やホームページで紹介している。また、地場産野菜の使用が当院で常態となった現在では行っていないが、地場産の使用を始めた当初は、当日使用した地場野菜の生産者を紹介したカードを給食に添えていた。いずれも、地場産農産物への理解を高めるとともに、販路を示して、消費者に当院以外での利用の参考にしてもらうことも意図している。

病院給食での取引の他、当院職員向けに出荷グループの野菜の頒布会を週１回行っている。このような取組みも関係性の強化に寄与している。

前述したように地場流通の仕組みの構築が難しいことに加えて、一般的に病院給食は予算の制約が厳しい。しかし、生産者にとっては、販路の多様化に加えて、病院給食への供給によって出荷グループの出荷物に対する消費者の安心感を高められるメリットは大きい。病院給食の地産地消では、単なる取引だけでなく、ユーザーである病院と生産者との相互協力関係が重要であることを示唆している。

（おだか　めぐみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融 2010年６月号

農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える

(室屋有宏)

昨年12月から新たな農地制度が施行されたが、これによって企業の農業参入にどのような影響や変化が生じるのだろうか。また、これまでの企業参入の実態との制度の関係は、どう整理できるのだろうか。本稿では、こうした点について検討を行った。

農地制度の改正もあり企業参入は今後も着実な増加が予想されるなか、企業と地域との関係が一層重要な問題となってくるとみられる。参入企業が地域に根ざした担い手として信任されるためには、企業は地域社会・農業に対して責任ある姿勢で農業を行うとともに、これまで担い手が果たすことが難しかった公益的な役割をいかに発揮するかが重要なポイントとなろう。

戸別所得補償モデル対策の現場からの課題

(小針美和)

本稿は、戸別所得補償モデル対策の推進体制に関する課題について、これまでの生産調整との比較、現場での取組みや現場からの声を踏まえて検討したものである。モデル対策では、これまで生産調整で進められてきた地域としての取組みという考え方が希薄化している。しかし、現実には、水田農業やその政策の推進は地域としての取組みを土台として成立している。推進の現場からも、地域として取り組む仕組みや地域裁量の拡大を求める声が聞かれる。また、地域水田協議会の事務局を農協とする割合が高まる等、近年、現場の推進において農協が担う役割も大きくなっている。

今後の「戸別所得補償制度」の本格実施にあたっては、もう一度地域の視点に着目し、制度の見直しが行われるべきである。

農林金融 2010年７月号

協同組合の独禁法適用除外問題についての一考察

(農林中央金庫ＪＡバンク統括部主監　明田 作)

協同組合の独禁法適用除外問題は、規制緩和の視点からの形式論的な議論で片付けられる問題ではない。協同組合の独禁法適用除外は、その母法となったアメリカの反トラスト法の適用除外を定めたカッパー・ボルステッド法等の制定経緯に照らせば、有効な競争単位の形成にあるのではなく、協同組合の行為が一定の取引分野における競争を実質的に阻害することを当然の前提として認めた上で、協同組合の存在を認めた点にこそ意義がある。現に独禁政策上の問題となる行為は、現行制度の運用で十分対処可能であり、適用除外問題は、協同組合制度自体の問題と独禁政策上の問題を混同することなく、独禁政策上、今日的に弊害があるのであれば、先ずもってその弊害を具体的・実証的に明らかにすることが先決である。

米国先物市場と農家のリスク管理

(平澤明彦)

米国の農家は近年、補助金の機能低下を受けて、先渡し取引や作物収入保険により、先物市場に間接的に依存して作物の価格リスクを管理している。

しかし2008年にかけての穀物価格高騰期には、そうした機能が損なわれた。リスク管理の必要性が高まったそのときに、拡大したリスクが先物市場から農家へ逆流した。

農産物先物市場の価格形成は、バイオ燃料政策や大規模な投機資金の流入により変化した。

穀物集荷業者や綿花業者は、先物ヘッジの追証リスク拡大と資金調達の困難から、新規の先渡し取引を制限ないし取りやめた。

また、CBOT小麦先物市場では現物と先物の価格収束が不全となったため、ベーシス・リスクが拡大し、作物収入保険の効率も低下した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融 2010年６月号

川下産業から見た国産材および森林組合系統

(秋山孝臣)

近年、中・長期的な外材調達の安定性が懸念される状況となってきており、川下産業のなかで国産材への需要が徐々に高まりつつある。

本稿は、このような状況下、川下産業の国産材の利用状況や国産材側への要望等を数社の住宅メーカー、木材加工業者からヒアリングし、その概要紹介を中心に、標題について論じたものである。

ヒアリングの結果、国産材への関心の高まりが確認される一方、品質、価格が依然外材に比べて劣る点や、安定的な供給体制に不安があることなども明らかとなった。

森林組合系統が新たな国産材時代への対応のため、近代的・効率的な組織として自己改革を遂げる必要があるという指摘があるとともに、国産材時代のリーダー的役割を期待する声も多い。

クロマグロの資源問題と わが国マグロ養殖をめぐる動向

(出村雅晴)

今年３月のワシントン条約締約国会議で大西洋マグロの附属書掲載問題が注目を浴びたように、クロマグロ資源水準の悪化が問題となっている。

わが国のクロマグロ供給は、太平洋海域からの供給と大西洋海域からの供給がほぼ半々という状況であり、前者がわが国漁船による漁獲主体、後者が輸入中心という違いはあるものの、いずれの海域でも漁獲規制強化の動きが加速している。

こうした事情を背景にわが国でのマグロ養殖も拡大しているが、資源管理の徹底と資源の有効利用を優先すべきである。わが国の輸入消費を契機に資源水準が悪化した大西洋のみならず、わが国が大半を漁獲、消費する太平洋資源についても、資源管理に果たすわが国の役割は重大である。

農林金融 2010年７月号

海外の主要な酪農・乳業組合の動向

(本田敏裕)

乳製品の世界的需要が拡大するなかで、海外の主要乳業メーカーの間では統合や連携強化が進んでいる。ニュージーランドのフォンテラ、デンマークのアーラフーズも合併によって誕生した大規模酪農・乳業組合で、いずれも世界のトップ10に入る大手乳業メーカーに成長し、日本をはじめ世界各国に乳製品を輸出している。

フォンテラ、アーラフーズは農家を組合員とする組合組織の諸制度を維持しており、乳価についても乳代と配当金で組合員農家の収益が充分確保できるよう、細心の注意を払って対応している。

我が国においてもこうした海外の酪農・乳業組合の取組みを参考にしながら、全国規模での生産者組合、農協系乳業プラント等の統合を進めることが必要ではないか。

金融市場

2010年７月号

情勢判断

1　経済成長と財政再建の二兎を追う新内閣
　～デフレからの早期脱却も優先度の高い政策目標へ～
2　2010年～11年度改訂経済見通し
　(２次QE後の改訂)
3　米FRBの利上げは後ずれも

今月の焦点

1　金融危機前まで回復してきた企業収益
2　排出権を利用した個人向け金融商品の動向について
3　スペイン・ギリシャの経済構造の特徴について
　～欧州債務危機の観点から～

連載

1　中国経済・金融を読む＜第３回＞
2　経済統計の基礎知識＜第15回＞

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農家という空間の可能性

源左衛門農場 代表　早舩源一郎

代々続く農家の長男として生まれ、跡継ぎという暗黙のプレッシャーの中で育った結果、親への反抗心も相まって「絶対に農家だけにはならない」と学生のときに決心しました。その結果、どうすれば農家にならずに済むか考えた挙句、海外に住んでしまえばさすがに追ってこれないだろうと考え、大学では外国語を学び、海外のボランティアキャンプなどに参加していました。

海外の文化に触れ、自分の好奇心が刺激されるのと同時に、海外の人々が同様に日本の文化にとても興味を抱いてるのを感じました。日本の文化はかなり独特で面白いのに発信があまりされておらず、海外ではいろいろな質問を受けることが多いです。そこで、農家である自分の家のことを思い出すと、土間のある和風建築、土壁の蔵、鬼門よけの祠といった建築物や正月、七夕、お盆、餅つきなど当たり前の環境や面倒だと思っているだけだった行事が急に面白く感じました。「これは外国人をうちに呼んだらおもしろい」と、思うようになり、農家を継がないために海外に行ったのが逆の結果をもたらしました。その後、百貨店勤務、専門学校での生態系の勉強を経て就農に至ります。

農家を始めてからいろいろな外国人や都会に住む友達がうちに遊びに来ましたが、彼らにとって農家という空間はそれだけでとても面白いと感じてもらえます。そこに農業の「場・空間」としての可能性を感じました。まずは、広さがある。都市には絶対に真似できない強みです。そしてあえてプロデュースしなくても農家、畑という雰囲気がある。これらは普段接しない人にとってみれば心地よい「ハレ」の空間です。ここではシートを敷いておにぎりを食べるだけでも楽しくなってしまいます。

畑は何とコラボレーションしても面白くなりそうです。畑でアーティストが個展を開く、トマトのビニールハウスでホットヨガ教室、竹やぶで企業研修、大きな栗の木下で英会話レッスン、などなど。都会のビルの一室でやると普通なものが畑というだけで一変するような気がします。そこに海外からのボランティアなどを呼び、日本の伝統行事なども行っていければ地域交流、文化発信にもなり一石二鳥です。

もちろん、本業である農産物の生産があってのことですが都市農業は税金負担や周辺環境の変化で難しい状況にもあります。当農場も地方に比べ規模が小さいので直売やレストランの契約栽培がほとんどでなかなか生産品による収益の拡大が見込みづらいのですが、都市に近いという利点を活かし農場という空間を上手く活用していきたいと思います。

そのためにはやはり情報の発信は欠かせません。最近のtwitterなどは野菜の直売やイベントの告知などには大変便利そうです。情報機器はあまり得意ではないのですがiPhoneも農機だと思ってうまく使いこなしていきたいです。

（はやふね　げんいちろう）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研 調査と情報 | 2010年7月号（第19号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775　Fax.03-3233-7795
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：suzukiemiko@nochuri.co.jp